

特定健診を受診しましたか

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診査(特定健診)を実施しています。

対象の方には受診券等を5月下旬に発送しました。

■受診期限 12月31日まで

令和3年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、令和3年度中に40～74歳になる方(令和3年6月1日以降、当該年度中に75歳になる方も含む) ※6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります

【フォロワー健診】

特定健診を受診する際に、希望をすればフォロワー健診を同時に受診することができます。

フォロワー健診は、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

◇共通◇

他▽健診項目等、詳細は市ホームページ等をご覧ください

▽新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診前に医療機関に電話で確認のうえ、受診してください

▽国民健康保険国民健康保険係(☎042-381-9883)、健康課健康係(☎042-321-1240)



消費者

消費生活相談室 ☎042-384-4909 消費者ホットライン ☎1188

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能!

相談事例

▽高齢のひとり暮らしの母が電話で「かに好きか?」と聞かれ、「好きだ」と回答しただけで注文していただいたのに、かにかが届いてしまった

▽コロナ禍でネットショッピングの利用が増えた。先日頼んだ商品が届いたと思ひ込み、代金を支払った。開封したらイヤホンが入っていた。よく見たら、送り主は自分が注文した事業者ではなかった。どうしたらよいか

アドバイス

令和3年7月に、特定商取引法が改正され、注文していないのに、消費者あてに届いた商品は直ちに処分が可能となりました。

改正前の規定では、注文や契約していないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送付された商品について、消費者は、その商品の送付があった日から起算して14日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでした。

今回の改正により、事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくな

るため、注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができません。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

▽商品は直ちに処分可能 ▽注文や契約していないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます

▽事業者から金銭を請求されても支払不要 ▽一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう

▽誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談 ▽一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます

相談室からのお知らせ 何か困ったことがありますら、消費生活相談室までご相談ください。



子ども子育て

図書館本館おたのしみ会 12月15日(水)午後2時～2時30分、3時30分～4時 所 図書館本館階集会所(内人形劇、パネルシアターなど) 対 幼児・小学生(幼児のみ保護者も参加可) 定 各回25人(申込順) 申 11月16日から、電話または直接、図書館本館(☎042-383-1138)へ

教育委員会

第9回定例会

(10月12日開催)

【議題】

▽小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について ▽小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

に係る有識者の委嘱について

▽小金井市図書館協議会委員の委嘱について

【報告事項】

▽令和4年度新入学児童・生徒について ▽指定校変更の運用について ▽小学校給食調理業務の更なる委託について

会議録は、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、図書館本館、市ホームページで閲覧できます。

◎次回教育委員会の日程 11月24日(水)午後1時30分から 所 市役所第二庁舎8階80会議室 園 庶務課庶務係(市役所第二庁舎7階) ☎042-381-9872



12月のみんなであそぼうほいくえん

Table with 2 columns: 施設名 (Facility Name) and 催し(原則保護者同伴) (Event/Activity). Lists various events at different locations like 光明第二, ひなぎく, しんあい, etc.

※1=要事前申込(申込順) ※2=申月曜～金曜日午前8時30分～午後5時 ※3=申月曜～金曜日午前10時～午後4時